

会 見 年 月 日	令和5年7月19日（水曜日）		
担 当 課	健康福祉部 社会福祉課	（担当者名：高見）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6809	（内線：2131）	FAX：0791-45-3396

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給について

1. 趣 旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた世帯のうち、特に家計への影響が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対して給付金を支給します。

2. 内 容

(1) 支給対象者

- ① 令和5年6月1日（基準日）時点で赤穂市に住民登録があり、かつ、同一世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）の世帯主。生活保護世帯も含まれます。
- ② 住民税非課税世帯以外の世帯のうち、予期せず令和5年1月から同年9月までの間に家計が急変し、同一世帯全員の各々1年間の収入見込額が、住民税均等割非課税水準に相当する額以下となる世帯（以下「家計急変世帯」という。）の世帯主。

(2) 支給額

1世帯当たり3万円（1世帯1回限り。①と②の重複受給はできません。）

(3) 申請方法

① 住民税非課税世帯

対象となる世帯には、赤穂市から確認書を送付しますので、確認書に必要事項を記載のうえ市へ返送する必要があります。

② 家計急変世帯

申請手続きが必要で、審査後に支給されます。

(4) 申請時期等

① 住民税非課税世帯 確認書は7月末頃に発送します。

② 家計急変世帯 申請書は下記窓口やホームページにて配布しています。

※申請期限は①②いずれも、令和5年9月30日（土）です（消印有効）。

(5) 申請受付窓口・問い合わせ先

市役所2階202会議室（臨時特別給付金窓口） ※土日祝日を除く

令和5年7月18日（火）～10月31日（火）午前8時30分～午後5時15分

電話（直通）0791-43-6982 FAX 0791-45-3396

(6) 支給開始時期

8月中旬以降、順次支給を開始します。